

令和 8 年 9 月定例会 一般質問（令和 8 年 9 月 30 日③）

中川 剛 議員 登壇原稿

大阪維新の会 大阪府議会議員団の中川 剛です。通告に従い順次質問させていただきます。



1. めざす副首都像における泉州エリアの位置づけ

副首都法において、副首都は、首都機能のバックアップと多極分散型経済圏の中核の形成を担うとされており、大阪が副首都としてこうした役割を担っていくには、大阪市だけでなく各市町村がそれ

ぞれの特色を活かしながら、大阪全体で取り組む必要があると考えます。

「大阪副首都整備方針検討チーム」では、民間事業者、市町村、有識者等からいただいたご意見を踏まえ「大阪がめざす副首都像」の策定に取り組んでおり、先日その検討状況も公表されたところです。

その中で、副首都に必要な機能については、府域全体で導入する機能と重点的に整備する機能に整理されています。

私の地元貝塚市を含む泉州エリアは、空のゲートウェイである関西国際空港及び国際拠点港湾である堺泉北港を擁し、ペロブスカイト太陽電池の生産拠点をはじめ、沿岸部には工業地帯やコンビナートが形成され、さらに歴史、文化、食などの観光魅力を併せ持つ、多様なポテンシャルを有するエリアです。

現在検討中の副首都像において、泉州エリアについては、ポテンシャルやヒアリングの意見を踏まえ、どのようなエリアをめざそうとしているのか、副首都推進局理事に伺います。

【副首都推進局長】

○ 大阪が副首都として、首都圏と伍する経済圏の中核を担い、日本の成長に貢献するには、大阪独自の個性や強みを最大限活かした都市づくりが必要。そのため、府内各エリアのポテンシャルを活かした機能の集積・強化を通じて、大阪ひいては関西全体の成長につなげていきたいと考えている。

○ 泉州エリアについては、臨海部のエネルギー・化学・物流企業等の集積に加え、世界遺産をはじめとする歴史資産や食文化など多様な観光資源を有している。こうしたベイエリア特有のポテンシャルを活かし、産業の観点では、次世代エネルギー拠点の形成や成長産業の集積を図ることにより、「GX（グリーン・トランスフォーメーション）を実証・実装するカーボンニュートラル・ベルト」をめざすこととしている。

○ また、観光の観点では、空のゲートウェイである関西国際空港の機能強化や広域での周遊・体験型観光の促進により、「海と歴史文化で世界をもてなす観光・交流都市」をめざし、IR との相乗効果を発揮していきたいと考えている。

○ 引き続き、議会での議論や市町村等のご意見も踏まえ、検討を深めていく。

【要望】

エリアについては、特徴も踏まえた上で、必要な機能を集積し、拠点化していくとのこと。

また、泉州エリアは、先ほど述べた関空、観光魅力のほか、大規模な土地があり、内陸側は災害リスクが低いなど、大阪の経済・物流・交通・防災のバックアップ機能の一翼を担う地域にふさわしいと考えます。

副首都大阪を実現していくためには、大阪市内に機能を集中させるだけでなく、各エリアの特徴を生かした機能分担と役割を明確にしていくことが重要です。

それぞれの地域が持つ強みを伸ばし、地域間で機能を補完し合うことで、大阪全体として、より強く、災害などのリスクにも対応できる都市圏を形成していくことができると考えます。

また、泉州の様々なポテンシャルを一つひとつの市町村だけで活かしていくのではなく、広域的な視点から捉え、府として各市町村と連携しながら、地域全体として機能を高めていくことが必要です。

泉州エリアが、大阪の南の玄関口として、また副首都大阪を支える重要な拠点として、その役割をしっかりと果たしていけるよう、今後の副首都像の検討において、泉州の声を十分に反映していただき、具体的な取り組みにつなげていただくことを要望します。

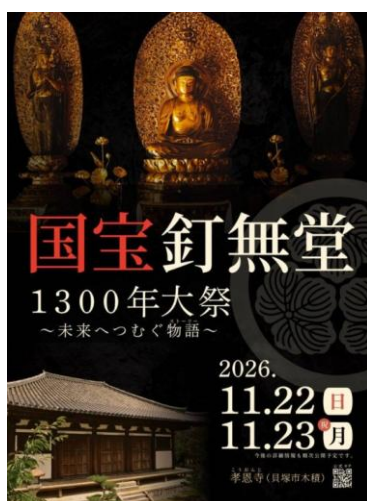
2. 文化財の保存と活用促進の取組みについて

私の地元、貝塚市には、国の史跡に指定されている地蔵堂丸山古墳をはじめ、国宝を含む多数の文化財があります。これらの文化財は、所有者による日常管理や経年劣化に対する定期的な修理等により、今日まで適切に守り伝えられており、将来にわたって継承していくための努力が払われています。同時に、国の補助金などを効果的に活用するには、文化財の補修の内容を正確に把握し、これを国と調整する市町村の役割も大きいですが、専門性を要する分野では、その対応に限界がある状況とも聞いています。

一方で、文化財を保存するだけでなく、多くの人に文化財を知ってもらい、その価値を分かりやすく伝える取組みが大切です。

例えば、貝塚市の文化財の一つに、創建時に釘を一本も使わずに建てられたという伝承から「釘無堂（くぎなしどう）」と呼ばれている、国宝の孝恩寺観音堂があります。この孝恩寺では、「国宝釘無堂 1300 年大祭」において、約 3 年の修理を終えた観音堂のほか、重要文化財の仏像などを本年 11 月に一般公開する予定です。

貝塚市の文化財



【出典:孝恩寺HP】

1

このように文化財を修理し、保存をした上で、より多くの府民が文化財に触れる機会を設け、その価値や魅力を広く国内外へ発信していくことは、文化財への理解促進や保存の担い手の確保につながるなど、文化財を保護する上でも重要であると考えます。

そこで、府における、文化財の保存と活用促進の取組みについて教育長の所見を伺います。

【教育長】

- 文化財の保存にあたっては、専門的な知識や技術が求められることから、大阪府では、市町村等が文化財を守り、活用していくための計画作成や修理事業を行う際に、文化庁はじめ専門的な技術者等とも連携しながら、建築分野などの専門知識を有した府の職員が技術的な指導・助言を行っているところ。
- また、文化財の価値に対する理解を促進し、文化財を大切にする意識を醸成するため、府立博物館を核とした周遊イベントや、SNS による情報の発信などを通じ、文化財の活用促進に努めている。
- 引き続き、市町村等とも連携し、文化財の適切な保存と積極的な活用がなされるよう取り組んでまいります。

【要望】

文化財を実際を守り続けていくためには、避けて通れないのが費用の問題です。

文化財の修理や改修には、高度な専門知識や特殊な技術が必要となる場合も多く、一般的な建物の修繕と比べても多額の費用が必要となります。

国の補助制度がある場合でも、所有者や市町村にも一定の負担が生じることから、文化財を所有する方にとって、その負担は決して小さなものではありません。

特に、地域の寺社や個人などが所有する文化財については、所有者の努力だけで長期的な保存を続けていくことが難しくなるケースも考えられます。

文化財は所有者個人の財産であると同時に、地域の歴史や文化を伝える、社会全体にとっての貴重な財産でもあります。だからこそ、その保存に必要な費用についても、所有者だけに負担を求めるのではなく、行政がしっかりと支えていくことが重要だと考えます。

大阪府におかれましては、国の補助制度を活用することはもちろん、市町村や所有者が必要な修理・改修を行いやすくするため、府独自の補助制度、国費を補完する支援など、所有者の費用負担を軽減する方策について、ぜひ検討していただくことを要望します。

3. 小中学校における外部人材の活用について

発達障がいをはじめ、障がいのある児童生徒への指導・支援の充実に当たっては、学校だけで対応するのではなく、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士など、専門的な知識や技能を有する外部専門家の活用も重要であると考えます。

実際に、一部の自治体では、こうした外部専門家が小中学校を巡回し、教員に対して専門的な助言を行うことで、児童生徒への指導・支援の充実につながっていると聞きます。

また、教員が一人で抱え込むことなく課題解決を図ることができることから、教職員の負担軽減や働き方改革にも資する取組みであると考えます。

そこで、小中学校に在籍する障がいのある児童生徒への支援における外部専門家の活用について、府教育庁としてどのように認識しているのか、また、今後どのように推進していくのか教育長に伺います。

【教育長】

○ 障がいのある児童生徒への指導・支援については、教員だけで対応するのではなく、専門的な知識や技能を有する作業療法士等の外部専門家と連携することが重要であると認識している。

○ 府内各市町村においては、児童生徒の状況により、必要に応じて外部専門家を活用した取り組みを進めており、例えば、肢体不自由児が在籍している学校に、作業療法士等を派遣し、児童生徒への機能訓練等を行うとともに、教員の専門的な指導力の向上に寄与している。

○ 府教育庁では、市町村の取組を支援するため、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」において、医療や福祉等の専門人材の活用に係る経費の一部を補助しているところ。

○ 引き続き、市町村担当者会議等の様々な機会を通じて、外部専門家の効果的な活用事例の周知を図ることにより、小中学校におけるさらなる活用を促進してまいらる。

【要望】

学校現場では、障がいのある児童生徒への対応について、教員が日々悩みながら取り組んでいるケースも少なくありません。

特に、外部専門家が学校を訪問し、実際の授業や学校生活の様子を観察した上で、子どもの特性に応じた環境調整や関わり方について教員に助言する取組は、児童生徒への支援だけでなく、教員の専門性の向上や負担軽減にもつながるものと考えます。

ぜひ府教育庁におかれましては、現在の取組にとどまらず、外部専門家と意見交換をするなど先進事例についてさらに研究を進めていただき、より効果的な活用方法について市町村教育委員会とともに検討していただくことを要望いたします。



4. 外国人材の定着促進について

深刻な人手不足を背景に府内企業における外国人材の採用が進む中、企業の持続的な成長のためには、採用した人材が企業で長期的に活躍して定着してもらうことが重要です。

一方で、国の調査では、外国人労働者の雇用に関する課題として、在留資格の手続き等の煩雑さや日本語能力等に起因するコミュニケーション上の問題を挙げる企業が多いという結果もあり、外国人材の定着を進めていくためには、企業における制度理解の促進や円滑なコミュニケーションが図られるような職場環境を整備する取り組みが必要と考えます。

府では、外国人材の府内企業における定着に向けた支援を行っていると聞いていますが、その取り組み内容と今後の展開について、商工労働部長に伺います。

【商工労働部長】

○ 外国人材の定着に向けては、企業において、在留資格制度等について、理解いただいた上で、職場での受入環境を整えていただくことが重要と認識。

○ 府としては、企業を対象とした在留資格制度に関するセミナーや、採用や労務管理に関する専門家への相談の機会を提供するなど、制度の理解や受入体制の整備を支援しているところ。

○ さらに、企業を対象に「やさしい日本語」の活用に関する研修を実施するとともに、府内の企業で働く入社1年目の社員を対象にした交流会において、日本のビジネスマナー講座を開催するなど、社内でのコミュニケーションの円滑化を後押ししている。

○ 併せて、先進的な取組を行う企業の好事例を広く発信するとともに、企業からのニーズを的確に把握することにより、外国人材の受入れ環境の向上と定着の促進に努めてまいります。

【要望】

外国人材の定着を考える上では、企業側の受入れ環境を整えることと併せて、外国人材本人が日本の職場文化やビジネスマナー、仕事で必要となる日本語を学ぶ機会を充実させることも重要だと考えます。

東京都では、外国人社員を対象に、ビジネス日本語やビジネスマナーを学ぶ講座など、外国人材本人に直接届く支援を実施しています。大阪府においても、現在実施している企業向け支援や外国人社員向けの講座をさらに発展させ、民間事業者や日本語教育機関などの専門性も活用しながら、外国人材本人が継続的に日本語や日本の職場文化を学ぶことのできる支援についても、ぜひ検討していただきたいと思います。

外国人材と企業の双方が相互理解を深め、コミュニケーションの行き違いを減らすことは、外国人材の定着だけでなく、企業の人材確保や職場環境の改善にもつながります。

大阪で働く外国人材が「長く働きたい」と思える環境づくりに向け、採用から定着、さらに活躍までを見据えた支援の充実を要望します。

5. 動物愛護・保護猫の「預かり制度」について

【Q1】

令和8年2月議会において、大阪府に収容される動物を減らすための取組みについて質問させていただきました。大阪府動物愛護推進計画に基づいた殺処分削減のためには、動物愛護管理センターに収容される動物を少なくする、いわゆる「入口を閉める」対策に加え、動物の譲渡を推進する「出口を増やす」対策が重要になると考えます。しかしながら、犬猫の譲渡後の終生飼養を図るために譲渡希望者の年齢制限を設けている自治体があると聞きます。高齢者はペットと一緒に過ごすことで生きがいを見出し、生活の質が向上することが期待されており、例えば、鳥取市では、譲渡の年齢制限を超える60歳以上の高齢者にも保護猫の預かり制度を実施しています。

保護猫預かり制度 鳥取市

**猫との暮らしを
諦めていた方へ**

保護猫預かり制度始めます！

「保護猫預かり制度」とは…
高齢者や一人暮らしなどで、保健所からの譲渡の要件を満たさない人を対象として、保健所に所有権を残したまま、生涯にわたって保護猫を預かっていただく制度

**高齢者や一人暮らし、健康状態に不安がある方でも
猫と一緒に楽しく暮らすことができます！**

世話が出来なくなった時は？
飼育者が病気、入院などで飼えなくなった場合は保健所が責任をもって引き取りします！

猫の飼いが分からない
健康管理・飼育方法は保健所が相談を受けます！
飼育状況の定期的な確認で、預かり者の見守りも可能です！

預かり中の費用は？
医療費、フード代など、預かり期間中の費用は預かり者に負担していただきます。

・預かっていただく方には上記以外にも条件があります
・対象となる猫は、成猫のみです

詳しくは鳥取市保健所生活安全課（0857-30-8551）まで！



【出典：鳥取市HP】

高齢などの理由で猫との暮らしを諦めていた人たちに動物と暮らす喜びを提供すると同時に収容された猫の新しい居場所の確保ができる制度と考えますが、府における高齢者に対する動物の譲渡制度の現状について環境農林水産部長に伺います。

【環境農林水産部長】

- 府では、動物と一緒に過ごしたいというニーズを踏まえ、動物愛護管理センターに収容された動物を、広く譲渡する目的で、令和元年3月より譲渡希望者の年齢制限を撤廃したところ。ただし、譲渡先で終生飼養されることが必須であることから、飼主の年齢だけでなく、病気や災害など様々な事情に対応する必要があると考える。
- そのため、府では、譲渡希望者に対して、万が一、飼育が出来なくなった場合にも、代わりに飼育できる人を、あらかじめ決めることを譲渡の条件とすることで、譲渡動物の終生飼養を確保しているところ。
- 今後も、高齢者を含めた譲渡希望者に対し、適正な譲渡の推進により、動物が終生飼養されるよう取り組んでまいります。

【Q2】

次に、譲渡に関する課題への対応について聞きます。動物の譲渡を進めるなかで、生まれたばかりの子猫やしつけが必要な動物など、すぐに譲渡することが難しい動物に対し、動物愛護管理基金を活用した取組みを実施している一方で、人馴れしていない成猫、いわゆるおとな猫の譲渡がなかなか進んでいない課題があると聞いております。

そこで、府におけるこのようなおとな猫の譲渡推進に関する取り組みについて、環境農林水産部長に伺います。

【環境農林水産部長】

- 議員ご指摘のとおり、警戒心が強いおとな猫は、人馴れがすすまないことから、なかなか譲渡に結びつかず、センターでの収容が長期化する傾向にあることが課題と認識している。
- 府では、こうした人馴れしていない動物に対し、動物愛護管理基金を活用した「動物飼養管理サポート事業」において、登録サポーターにおとな猫を一定期間預かっていただくことで、人との生活に順応させ、譲渡促進を図る取組を実施しているところ。
- それに加えて、令和6年2月から、民間企業と連携し、商業施設内のペットショップ内に展示・ふれあいスペースを設け、おとな猫が人馴れでき、かつ、譲渡機会の拡大につながるよう取り組んでいる。この取り組みを通じて、令和8年7月までに、17頭の譲渡を実現することができた。
- 今後も、民間企業との連携も含め、より一層のおとな猫の譲渡を推進してまいります。

【要望】

民間企業との連携し猫の譲渡推進に取り組んでいることは理解をしました。

しかし、高齢者が、将来的にペットを飼育できなくなった場合に備え、あらかじめ代わりに飼育してくれる人を決めておくことは、決して簡単なことではありません。

鳥取市の取り組みは、こうした課題を考える上で、参考になる事例だと考えます。また、これは動物愛護だけの問題ではなく、高齢者の安心や福祉にも関わる課題です。

大阪府においても、こうした事例を参考にしながら、高齢者が安心してペットと暮らし続けられ、万一の場合にもペットの命を守ることができる仕組みについて、ぜひ検討していただくよう要望いたします。

6. あはき・柔整施術所における広告規制と府民への情報提供につ

いて

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師、いわゆるあはき・柔整の広告については、令和7年2月に、医療機関と同様に虚偽、誇大な広告を規制し、利用者が適切に施術所を選択できるよう「あはき・柔整広告ガイドライン」が策定されました。

4. 広告規制の対象範囲

出典：厚生労働省「あはき・柔整広告ガイドラインの概要」

あはき師法第7条及び柔整師法第24条の対象となるあはき・柔整に関する広告の該当性については、次の①から③までの要件のいずれも満たす場合に該当するものと判断する。

- ① 利用者を施術所等に誘引する意図があること【誘引性】
- ② 施術者の氏名又は施術所等の名称が特定可能であること【特定性】
- ③ 一般人が認知できる状態にあること【認知性】

(※) あはき師法第7条及び柔整師法第24条に規定する通り、施術者又は施術所のみならず広告代理店やいわゆるインフルエンサー等、何人も広告規制の対象となる。

実質的に広告と判断されるものの扱い

広告規制の対象となることを避ける意図をもって、外形的に①から③の要件に該当することを回避するような表現としても、実質的にこれらの要件をいずれも満たす場合は広告に該当するものとして取り扱うことが適当である。

(例) ※一部抜粋

- ・「これは広告ではありません。」「これは、取材に基づく記事であり、利用者を誘引するものではありません。」との記述があるが、施術所等の名称が記載されているもの
- ・インターネット上の施術所等紹介（仲介）サイトあるいは口コミサイトと称して、あたかも閲覧者の口コミ情報を基に取材したように当該施術所等を掲載したり、施術所等のランキング等を掲載しているが、施術所等が掲載料・広告料を支払っているものや、口コミによる取材の基準やランキング等の決定の基準が恣意的なもの等

暗示的又は間接的な表現の扱い

直接的に表現しているものだけではなく、当該情報物を全体でみた場合に、暗示的又は間接的にあはき・柔整に関する広告であるとして一般人が認識し得るものも広告に含まれる。

(例) ※一部抜粋

- ・病人が回復して元気になる姿のイラスト
- ・新聞が特集した施術方法の記事を引用するもの
- ・www.katakorinaoru.ne.jp等のURLの使用等

通常広告とは見なされないものの具体例

- ・学術論文、学術発表等
- ・新聞や雑誌等の記事
- ・利用者等が自ら掲載する体験談、手記等
- ・施術所内で掲示又は配付するパンフレット等
- ・利用者からの申出に応じて送付するパンフレットやE-mail等

3

このガイドラインは、それまで関係法令に基づき行っていた広告規制を施術所の実態に合わせより具体化し整備されたものですが、これによると、国家資格の有無などは広告可能ですが、病院や診療

所と誤解するような名称や「姿勢改善」など効能を含む名称等は違反とされていると聞きます。

しかし、府内では、依然として違法・不適切な広告が見受けられるほか、国家資格を持たない者による施術もあると聞いています。

府民が国家資格の有無を十分に認識しないまま、広告の情報のみをもって施術を受け、健康被害を受けるようなことがあってはなりません。一方で、違法・不適切な広告等に対する保健所での個別対応や監視には人員的な限界があることも理解しています。だからこそ、府民が正しい知識を持ち、安心して適切な施術所を選択できるよう、正しい知識の普及啓発が重要です。

そこで、府民が安心して施術所を選択できるよう、国家資格を有する施術者が開設する施術所の情報や広告に関するルールなどをわかりやすく周知していくべきと考えますが、どのように取り組むのか、健康医療部長に伺います。

【健康医療部長】

- あはき・柔整の施術所については、保健所が窓口となり、違法・不適切な広告等への指導に努めているが、府民自らが適切に施術所を選択するためには、事業者における広告の適正化に加えて、府民に必要な情報が正確に提供されることが重要。
- 府では、お示しの国ガイドラインが策定される以前から、対応マニュアルを策定するとともに、府ホームページにおいて、国家資格を有する者が開設する施術所の情報を一覧で掲載している。また、希望する施術所が保健所への開設届出済証の発行を受け掲示

することで、法令に基づき開設された施術所であることを利用者に示せるようにしている。

- 広告に関するルールの周知に関しては、国ガイドラインも踏まえ、昨年度、既存の施術所や開設予定者に対する啓発に加え、府民に対してもSNSを通じ、違反広告例などの周知を行ったところ。
- 今後さらに、府及び市町村施設への啓発ポスター掲示をはじめ、さらなる広報媒体の拡大に努めるなど、あらゆる機会をとらえて効果的な情報発信に努め、府民が施術所を安心して利用できるよう取り組んでいく。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

